

令和6年度 四日市大学教育後援会総会 事項書

日 時 令和 6年 6月 30日(日) 13:00 ～

場 所 都ホテル四日市 3階鈴鹿の間

- 報告事項
1. 令和5年度教育後援会事業報告
 2. 令和5年度教育後援会決算報告及び会計監査
 3. 令和6年度教育後援会役員
 4. 令和6年度教育後援会事業計画
 5. 令和6年度教育後援会予算
 6. 教育後援会会則

令和5年度 教育後援会事業報告

(自：令和5年4月1日 至：令和6年3月31日)

令和5年度の四日市大学教育後援会の事業について、主たる費目ごとの事業内容及び予算・決算額は、以下のとおりです。キャンパスの整備、課外活動等の活性化に寄与しました。

1. 事務費〈事務費・会議諸費：予算額 65万円、決算額 約48万円〉

事務費・会議諸費は、役員会の開催や総会の案内状送付などに支出しています。令和5年度の役員会・総会は、4年振りに対面にて行い事業報告、決算報告、今年度事業計画案、予算案、役員改選等の審議を行い、いずれも原案どおり承認されました。

2. 事業費〈保護者懇談会費：予算額 25万円、決算額 約24万円〉

令和5年度の保護者懇談会は、学外のホテルを会場に対面にて行いました。大学の近況報告、就職ガイダンス、希望者を対象とした個別面談を実施しました。

3. 事業費〈課外活動援助費：予算額 400万円、決算額 約318万円〉

課外活動援助費として、学生の課外活動を援助しました。スポーツクラブは、強化クラブを中心に、東海リーグでの上位入賞を果たすなど、大きな成果を挙げています。文化系クラブでは地域パトロール部が、地域と連携した安全活動を行っています。

4. 事業費〈学生指導費：予算額 30万円、決算額 9万円〉

学生指導費として、強化クラブの指導者を対象に、活動に伴う交通費を支給しました。なお、外部指導者に対し、今年度もスポーツ安全保険を付保しました。

5. 事業費〈学生保健衛生費：予算額 15万円、決算額 約15万円〉

学生保健衛生費として、保健室の常備品の購入に補助し、令和5年度は「Airdog」(高性能空気清浄機)購入、保健室布団の洗濯等を行いました。

6. 事業費〈弔慰費：予算額 5万円、決算額 2万円〉

会員の弔慰に要する経費であり、令和5年度は1件の支出がありました。謹んでお悔やみを申し上げます。

7. 事業費〈卒業記念品分担金：予算額 200万円、決算額 約196万円〉

卒業記念品として令和5年度から卒業生全員に卒業記念アルバムを贈呈しました。

8. 事業費〈地域活動補助費：予算額50万円、決算額 0円〉

学生の地域活動を支援するための物品購入や交通費の補助を行います。令和5年度は、支出がありませんでした。

9. 特定研修補助費〈予算額 20万円、決算額 約 0万円〉

教職員の自主的積極的な研修への参加補助を行っています。
令和5年度の支出はありませんでした。

10. 施設設備費〈予算額 200万円、決算額 約163万円〉

次の施設および設備についての事業を実施し、学生サービスの充実を図りました。

- ① NHK、有線放送受信料の負担（学生食堂）
- ② 硬式テニスコートのネット購入
- ③ 第2テニスコートの法面防草シート敷設工事、照明器具取替、除草
- ④ 122教室の固定机・椅子等の撤去および改修・床張替（絨毯）

11. 学生緊急支援拠出金〈予算額 150万円、決算額 130万円〉

急な収入減少による学生の生活資金不足に対応するため、10万円を上限に学生に現金貸付を行いました。令和5年度は13名の学生が利用しました。

12. 卒業記念パーティー助成金〈予算額 50万円、決算額 0円〉

学友会主催の卒業記念パーティーに助成を行います。
令和5年度は不開催のため支出はありませんでした。

**令和5年度
教育後援会決算書**
(自:令和5年4月1日 至:令和6年3月31日)

《一般会計》

収入の部

(単位:円)

費目	予算額	決算額	摘要
前年度より繰越	13,669,732	13,669,732	
会費収入	7,390,000	7,280,000	正会員(学生1人:10,000円)728人分
	400,000	350,000	特別会員(26社)
利息収入	50	129	
学生緊急支援拠出金 返済金		1,300,000	13人分
合計	21,459,782	22,599,861	

支出の部

(単位:円)

費目	予算額	決算額	摘要
事務費			
事務費	300,000	150,967	通信費、印刷費、消耗品費、備品等
会議諸費	350,000	333,310	総会、役員会等実施に関する経費等
事業費			
保護者懇談会費	250,000	243,055	会員と大学との懇談会費
課外活動援助費	4,000,000	3,179,983	学生の課外活動を振興し、援助する経費
学生指導費	300,000	88,780	コーチ謝礼、各クラブ顧問引率旅費等
学生保健衛生費	150,000	145,354	健康管理機器、保健用品等の購入補助
弔慰費	50,000	20,000	会員の弔慰に要する経費
卒業記念品分担金	2,000,000	1,960,440	卒業生記念品代(卒業記念アルバム)
地域活動補助費	500,000	0	学生の地域活動を支援する経費
特定研修補助費	200,000	0	教職員の自主的な研修参加への補助
施設設備費	2,000,000	1,629,100	大学施設及びスポーツ・福利厚生施設の整備等
学生緊急支援拠出金	1,500,000	1,300,000	新型コロナウイルス対応緊急支援金への拠出
卒業記念パーティー助成金	500,000	0	校友会主催事業への助成、令和5年度は中止
予備費	500,000	0	
次年度へ繰越	8,859,782	13,548,872	
合計	21,459,782	22,599,861	

会計監査報告

令和5年度教育後援会会計(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の監査を実施した結果、会計帳簿・収支証憑書類並びに預金通帳をそれぞれ照合したところ、その会計処理状況は適切であったことを報告します。

令和6年 5月 27日

監査

間瀬 慎一



監査

服部 美帆



令和6年度 教育後援会 役員

協議事項

NO	役職名	氏名	カナ(氏名)	学年	学部
1	会長	池尾 晃則	イケオ アキラ	4年	総合
2	副会長	西村 一成	ニシムラ カズナリ	3年	総合

報告事項

3	書記	高橋 潤	タカハシ ジュン	1年	総合
4	会計	諸岡 功一	モロオカ コウイチ	4年	環境
5	監査	間瀬 慎一	マセ シンイチ	3年	総合
6	監査	服部 美帆	ハツリ ミホ	3年	環境
7	幹事	出口 将人	デグチ マサト	2年	総合
8	幹事	名倉 佳孝	ナクラ ヨシタカ	2年	総合
9	幹事	加藤 里枝	カウ リエ	2年	環境
10	幹事	中溝 聡	ナカミヅ サトシ	2年	環境
11	幹事	新見 禎一	シミ ヨシカズ	1年	総合
12	幹事	坂本 尚樹	サカモト ナギ	1年	環境

令和6年度 四日市大学教育後援会役員の選出により、以下の前年度役員はご退任となります。どうもありがとうございました。

令和5年度 教育後援会役員退任者御氏名 (敬称略)

会長 徳丸 敏行

幹事 今村 奉史

幹事 西野 友紀

令和6年度 教育後援会事業計画

(自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日)

1. 事業の目的

大学の教育理念を尊重し、大学と家庭との連絡を図ると共に、学生の福利厚生
の増進並びに教育研究活動等を援助し、大学の運営に協力する。

2. 事業の基本と主な事業予定内容

(1) 大学と保護者との連絡・懇談

- ・役員会・・・6月30日（日）
- ・総 会・・・6月30日（日）
- ・保護者懇談会・・・10月6日（日）

※場所はいずれも都ホテル四日市

(2) 学生の課外活動に対する援助

- ・課外活動援助金の支出
- ・地域活動補助の実施
- ・顕著な成績を収めた選手への支援

(3) 大学施設の改善に対する援助

- ・施設設備費の支出

(4) 卒業記念品に対する援助

- ・卒業記念アルバム代の支出

(5) 学生緊急支援金

- ・急な収入減少による困窮学生への支援金として支出

(6) 卒業記念パーティー助成金

- ・学友会主催事業への助成

(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

- ・特定研修補助の実施

令和6年度 教育後援会予算

(自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日)

《一般会計》

収入の部

(単位:円)

費目	予算額	前年度予算額	前年度決算額	摘要
前年度から繰越金	13,548,872	13,669,732	13,669,732	
会費収入	6,980,000	7,390,000	7,280,000	正会員(学生1人:10,000円)698人分
	400,000	400,000	350,000	特別会員(賛助企業等)
預金利息収入	50	50	129	
学生緊急支援拠出金(返済分)			1,300,000	
合 計	20,928,922	21,459,782	22,599,861	

支出の部

(単位:円)

費目	予算額	前年度予算額	前年度決算額	摘要	
事務費	事務費	300,000	300,000	150,967	通信費、印刷費、消耗品費、備品等
	会議諸費	350,000	350,000	333,310	総会、役員会等実施に関する経費等
事業費	保護者懇談会費	250,000	250,000	243,055	会員と大学との懇談会費
	課外活動援助費	3,500,000	4,000,000	3,179,983	学生の課外活動を振興し、援助する経費
	学生指導費	200,000	300,000	88,780	各クラブ監督・コーチ引率旅費等
	学生保健衛生費	150,000	150,000	145,354	健康管理機器、保健用品等の購入補助
	弔慰費	50,000	50,000	20,000	会員の弔慰に要する経費
	卒業記念品分担金	2,000,000	2,000,000	1,960,440	卒業生への記念品代(卒業記念アルバム代)
	地域活動補助費	500,000	500,000	0	学生の地域活動を支援する経費
特定研修補助費	200,000	200,000	0	教職員の自主的な研修参加補助	
施設設備費	2,000,000	2,000,000	1,629,100	大学施設及びスポーツ・福利厚生施設の整備等	
学生緊急支援金	1,000,000	1,500,000	1,300,000	学生への緊急支援金の貸付	
卒業記念パーティー助成金	500,000	500,000	0	学友会主催事業への助成	
予備費	500,000	500,000	0		
合 計	11,500,000	12,600,000	9,050,989		
次年度へ繰越金	9,428,922	8,859,782	13,548,872		
合 計	20,928,922	21,459,782	22,599,861		

四日市大学教育後援会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、四日市大学教育後援会と称し、事務局を四日市大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は四日市大学の教育の理念を尊重し、大学と家庭との連絡を図ると共に、学生の福利厚生を増進ならびに教育研究活動等を援助し、大学の運営に協力することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

(1) 四日市大学に在籍する学生の父母等 (又は父母等に準ずる者) を正会員とする。

(2) 特に本会の趣旨に賛同し、支援する法人及び個人で役員会の推薦を受けた者を特別会員とする。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 大学と父母等との連絡会の実施

(2) 大学施設の改善に対する援助

(3) 学生の研究及び福利厚生に対する援助

(4) 教職員の研究及び福利厚生に対する援助

(5) 会員相互の親睦

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会費)

第5条 本会の運営に必要とする資金は、正会員及び特別会員の会費ならびに寄付等による。

2 会費の額及び納入方法等必要な事項は別に定める。一旦納入した会費は理由の如何を問わず返還しない。

(役員)

第6条 本会には会長・副会長・書記・会計各1名、監査2名、幹事及び顧問各若干名を置く。

2 会長、副会長は総会において正会員から選出する。

3 書記、会計、幹事及び監査は正会員から会長が委嘱する。

4 顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

5 役員任期は1年とする。ただし留任を妨げない。

任期満了後といえども後任者の就任までは、その任に当たるものとする。

また年度途中で補欠又は増員によって就任した役員任期は他の役員残任期間と同じとする。

(役員職務)

第7条 役員職務は次の通りとする。

(1) 会長は会を総理し、会を代表する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- (3) 幹事は会長・副会長を補佐し会務を執行する。
- (4) 書記は会議や会の活動状況を記録し、必要事項を連絡する。
- (5) 会計は本会の出納事務を取り扱う。
- (6) 監査は会計を監査する。
- (7) 顧問は必要な事項について提言又は助言する。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集し、議長となる。

2 総会は毎年度初めに会長が招集する。必要ある場合は臨時総会を開催することができる。

3 総会に付議すべき事項は次の通りとする。

(イ)会長・副会長の選任

(ロ)事業報告及び決算報告の承認

(ハ)事業計画及び予算の承認

(ニ)会則の改正

(ホ)その他会長が必要と認める事項

4 役員会は随時招集する。

5 役員会に付議すべき事項は次の通りとする。

(イ)本会の運営に関する事。

(ロ)会費に関する事。

(ハ)総会に付議すべき事項の審議に関する事。

(ニ)その他会長が必要と認めた事。

6 会議は、過半数で成立し、議事は出席者の過半数で決する。

7 役員又は会員の4分の1以上の要求があれば会長は会議を招集しなければならない。

(会 計)

第9条 本会の会計年度は、大学の年度と同じとする。

(会則の改正)

第10条 本会則の改正は、役員会の決議を経て総会で決する。

附 則

本会則は、平成元年5月20日から施行する。

附 則

本会則は、平成5年5月22日から施行する。

附 則

本会則は、平成14年5月11日から施行する。

附 則

本会則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

本会則は、令和7年4月1日から施行する。